

令和 8 年 4 月以降利用分の庭球場使用料の減免について

以下に該当する方が施設利用者の 4 分の 1 以上の場合、庭球場の使用料が減免となります（該当の方 1 名につき 1 面）。手帳等を窓口に提示してください。

- ◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方
- ◆児童発達支援センターに通所している方

※介護人が必要な場合は、別途 1 名コートに入ることができます。

仙台市建設局公園管理課・文化観光局スポーツ振興課